

## 医師法第二十一条

---

医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を  
検案して異状があると認めたときは、  
24時間以内に所轄警察署に届け出なければ  
ならない。

# 異状死の届出と検案・解剖等との関係について

